

発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請

設置許可基準規則の条文整理について

2023年10月17日

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

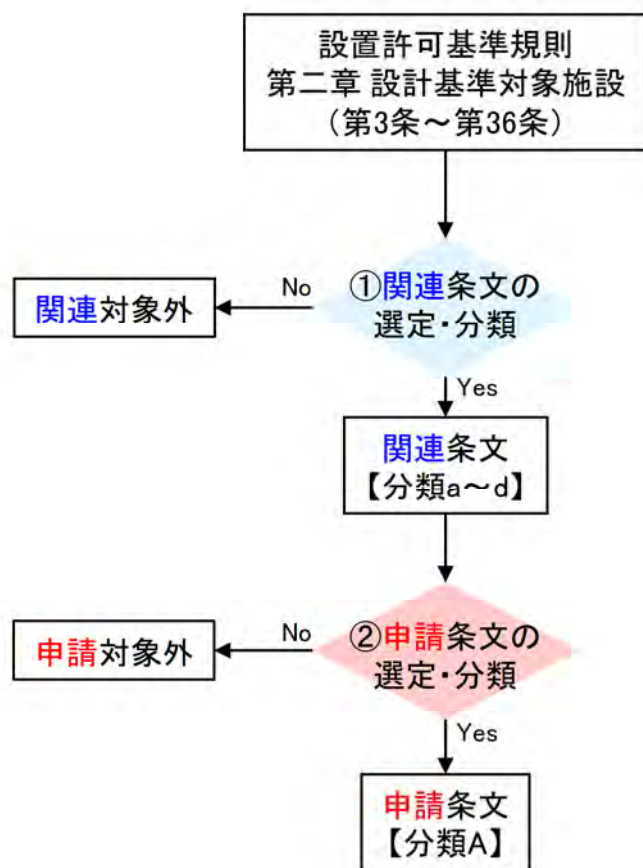
1. 関連条文及び申請条文の選定・分類の方針
2. 関連条文の選定・分類の判定フロー
3. 申請条文の選定・分類の判定フロー

【免責条項】本資料の目的以外の使用は認められていません。本資料の目的外の使用に対して、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンは、(1) (i) 本資料に含まれる情報に関して、あるいは、(ii) 目的外の使用により第三者が個人的に有する権利を侵害しないこと、を明示的であると黙示的であるとを問わず、如何なる保証または表明も行わず、また、(2) 目的外の使用に起因する如何なる種類の義務または損害賠償に対する責任も負いません。

【著作権】本資料の著作権は株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンに帰属します。

1. 関連条文及び申請条文の選定・分類の方針

- 設置許可基準規則の設計基準対象施設に係る各条文の各項及び各号に対して、関連条文及び申請条文の選定及び類型化を下図のフローに基づき行う。



① 関連条文※の選定・分類

- 各条・項・号に対して、燃料体と条文の関連性の観点で関連条文を選定・分類する。
- 関連条文の選定・類型化の判定フローを本資料p.3に示す。

② 申請条文※の選定・分類

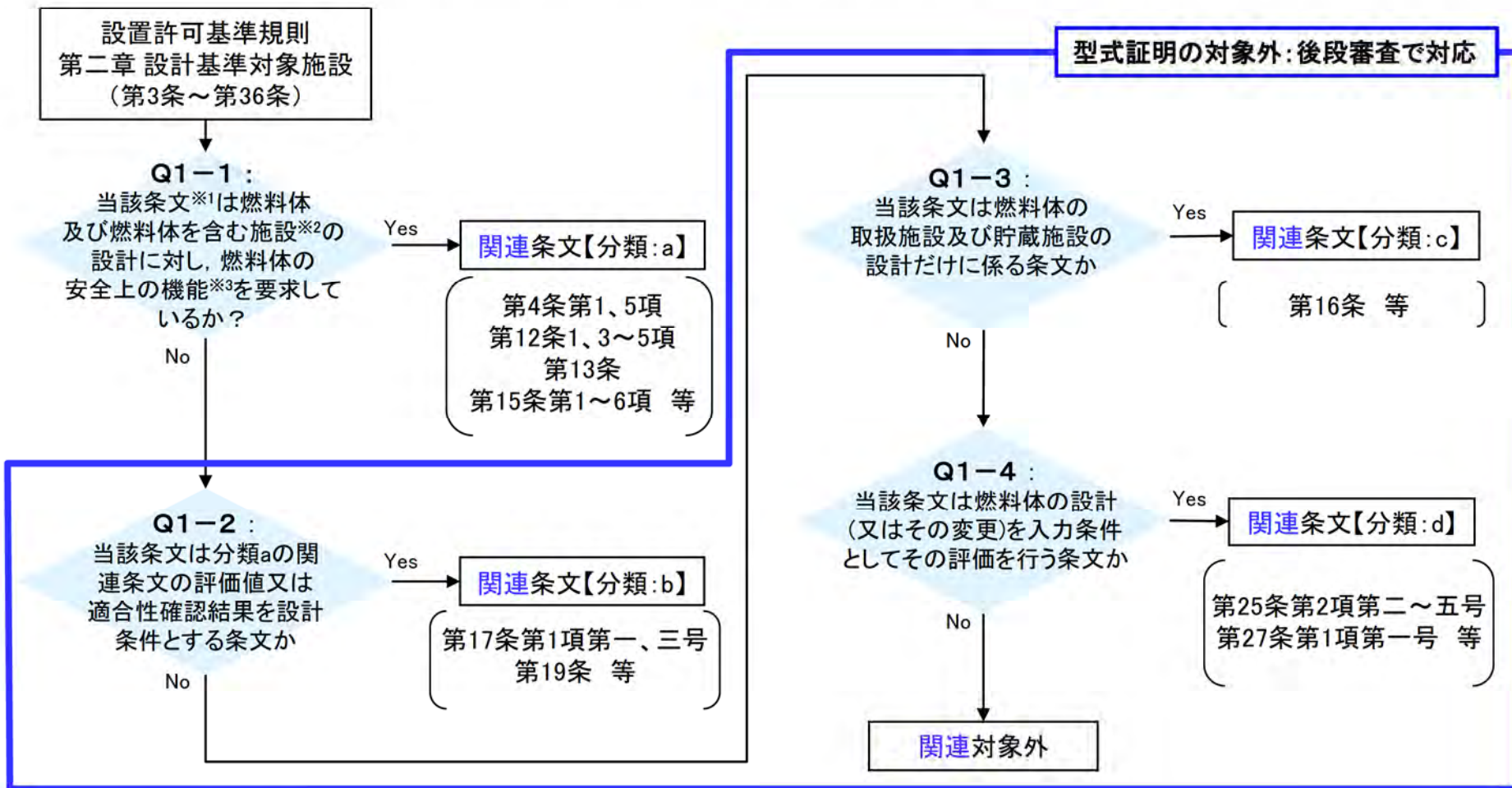
- 各関連条文に対して、型式証明申請における適合性判断可否の観点で申請条文を選定・分類する。
- 申請条文の選定・類型化の判定フローを本資料p.4に示す。

※ **関連**条文：設置許可基準規則のうち、燃料体と条文適合性に何らかの関連がある条文

申請条文：関連条文のうち、型式証明申請において設置許可基準規則への適合性を示すことが可能である条文

2. 関連条文の選定・分類の判定フロー

□ 設置許可基準規則の各条・項・号を以下のフローに基づき関連条文に選定・分類する。



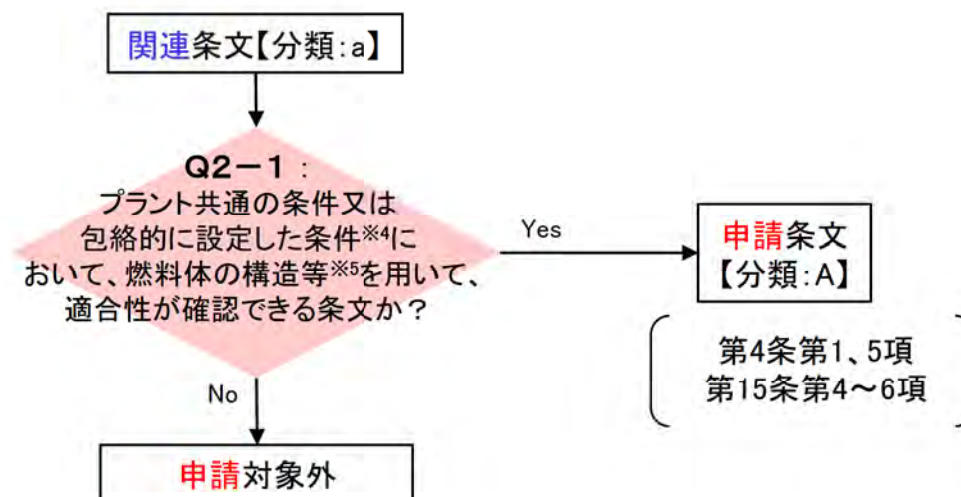
※1 技術上の基準に係る部分に限る

※2 “燃料体を含む施設”とは、炉心及びチャンネルボックスをいう。

※3 “燃料体の安全上の機能”とは、“閉込め”及び“冷却”に係る機能をいう

3. 申請条文の選定・分類の判定フロー

□ 選定・分類した**関連**条文を以下のフローに基づき**申請**条文に選定・分類する。



関連条文の【分類b, c, d】及び上記フローで申請対象外となる条文については、後段の個別申請に対する審査事項となる。

※4 “包絡的に設定した条件”とは、個別プラントに依存する条件について、燃料の許容損傷限界などに関わる安全上の判断基準に対し、型式証明の適用が想定される個別プラントの条件の中で最も厳しい条件又はより厳しい側に設定した条件をいう

※5 型式証明申請書本文四号並びに添付書類一第1項(1.1)、第2項(2.1～2.3)及び第4項に記載の事項